

一般社団法人 ROTOBO

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人 ROTOBO（英文名 Japan Business Association ROTOBO）と称する。

(事務所及び支部)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

- 2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
- 3 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本とロシア連邦、NIS（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバの新独立国家（New Independent States）を言う。）及びモンゴル（以下「関係諸国」という。）間の貿易、経済及び技術並びにこれらに関連する事項の調査研究及び情報提供等を行うことにより、日本と関係諸国間の通商の振興と国際相互理解の促進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、本邦及び海外において次の事業を行う。

- (1) 日本と関係諸国間の貿易、経済及び技術並びにこれらに関連する事項の調査研究及び情報提供
- (2) 使節団の派遣又は受入れ等経済交流の促進
- (3) セミナー、フォーラム等の開催
- (4) 関係諸国の経済政策実施に対する協力
- (5) 内外関係機関等との交流及び協力
- (6) 関係諸国からの研修生受入や企業に対する経営指導等の経済協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同して入会した貿易又は貿易に関連する事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 準会員は、本会の目的に賛同してその事業に協力するために入会した者とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。入会の可否は、本人に通知するものとする。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の何れかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に当該総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、前項の規定により会員を除名した場合には、当該会員に対して、除名した旨、通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の何れかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を、督促後なお半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人及び団体が解散したとき。
- (4) 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の経費負担の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 役員の報酬等の額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない正会員は、予め通知のあった事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合はその正会員は出席したものと見なす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上22名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては3人を限度として、正会員以外の者を選任することを妨げない。なお、監事にあっては、正会員からの選任が困難な場合には、正会員以外の者を選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常任理事は、本会の運営について会長に助言する。
- 4 専務理事は、会長を補佐して、本会の業務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任した理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員した理事の任期は、他の現任者の残存期間とする。

3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に関しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 本会に理事会をおく。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(借入金)

第34条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において三分の二以上の議決を得、承認を受けるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第37条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第38条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事情によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 委員会及び顧問

(委員会)

第40条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める委員会規則による。
- 4 委員会の委員の選任及び解任は理事会において決議する。

(顧問)

第41条 本会に、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会において選任及び解任の決議をし、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 顧問は原則として無報酬とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第11章 事務局

(設置等)

- 第42条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員又は嘱託を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免し、職員及び嘱託は会長が任免する。

(実施細則)

- 第43条 この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、西岡喬とする。
- 4 本会の最初の業務執行理事は、治田彰とする。

この定款は、平成24年4月1日から施行する。

この定款の一部変更は、平成24年5月21日（総会で決議した日）から施行する。

この定款の一部変更は、平成25年6月11日（総会で決議した日）から施行する。

この定款の一部変更は、平成27年6月9日（総会で決議した日）から施行する。

この定款の一部変更は、令和3年6月16日（総会で決議した日）から施行する。

この定款の一部変更は、令和6年10月1日から施行する。